

第四十六号議案

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十一日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

江戸川区印鑑条例（昭和五十年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法律第八十一号」の下に「。以下「法」という。」を加え、
「及び外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）に基づき外国人登録原票に登録されている者」を削る。

第四条第三項第一号中「又は外国人登録証明書」を削り、同項第二号中「すでに」を「既に」に改める。

第六条第一号中「され、又は外国人登録原票に登録」を削り、「若しくは名又は氏及び名の各一部」を「、名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの（外国人住民（法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあつては、住民基本台帳に登録されている通称（以下「通称」という。）、「通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は住民基本台帳の備考欄に登録されている氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。）、「片仮名表記の一部若しくは片仮名表記の一部」に、「表わしていないもの」を「表しているものを除く。」）に改め、同条第二号中「表わして」を「表して」に改める。

第七条第一項第三号中「氏名」の下に「（外国人住民にあつては、通称又は片仮名表記を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

第九条中「き損した」を「毀損した」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条中「、前条の届出がない場合においても」及び「又は外国人登録法」を削り、「することができ」を「するものとする」に改める。

第十三条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

第十四条第五号中「名」の下に「（外国人住民にあつては、通称又は片仮名表記を含む。）」を加える。

第十五条中「、第十一条」を削る。

第十六条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

（説明）

外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）の廃止及び住民基本台帳法

（昭和四十二年法律第八十一号）の改正に伴い、外国人登録に関する規定を削除し、印鑑登録に使用できる外国人氏名の規定を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。